

# 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定） 見直し（案）

## 1 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策についての基本的な方針

- ・ 国の責務
  - 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施に当たっての体制整備等、**ガバナンスの強化等**を明記
- ・ 集中実施期間
  - **令和11年度までの集中実施期間**に、国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない**約3,300か所（令和4年3月末時点）の情報と新規に取得見込みの情報に係る現地調査を実施**すること、その上で、**集中実施期間に一柱でも多くの遺骨収集を実施**することを明記
- ・ 関係行政機関の連携協力
  - 外務省：現地調査員の確保支援を追記
  - 防衛省：硫黄島における支援について、遺骨収集に係る人員、重機及び物資の輸送支援、在島自衛官による遺骨収容支援を追記

## 2 戦没者の遺骨収集の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

- ・ 実施計画の策定
  - 戦没者の遺骨収集を総合的かつ計画的に実施するため、厚生労働省において事業実施計画を策定することを明記
- ・ 情報の収集、整理及び分析
  - 厚生労働省が行う情報収集として、機密指定されているため取得できていない情報に係る機密指定解除に向けた働きかけを追記
- ・ 関係国の政府等との協議等
  - 平成31年4月の厚生労働省と**米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPAA）との協力覚書を踏まえた連携推進**を明記
- ・ 戦没者の遺骨収集の実施
  - 令和2年5月に公表した「**戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて**」を踏まえた、**見直し後の収容・鑑定のプロセス**を明記
  - 職員等への研修の実施、遺骨収集参加者への安全配慮や健康管理の取組等、**遺骨収集の実施体制の強化に関する取組**を明記
  - **沈没した艦船の遺骨収集**について、**観光ダイバー等の目に触れて遺骨の尊厳が損なわれているような場合**に、技術面・安全面の検討を行った上で、**可能な場合に収容を実施**する旨を明記
- ・ 戦没者の遺骨の鑑定及び遺族への引渡し並びに遺留品の調査・返還
  - **鑑定の迅速化及び高度化**を進めるため、戦没者遺骨鑑定センターの取組をはじめ、**鑑定等に関する体制整備**について明記
  - 手掛かり情報がない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の推進、DNA鑑定に関する周知広報について追記
  - **同位体分析の活用**や鑑定等の研究推進、関係国との協力関係構築について追記
  - **戦没者の遺留品**について、遺族を調査し、返還を進める旨を明記

※ 「地域ごとの取組方針（別紙）」に、**ロシア**については**国際情勢を踏まえて適切に対応**する旨を追記

## 戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画

### はじめに

- ・ 今次の大戦により沖縄、東京都小笠原村硫黄島及び本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者（今次の大戦の結果、昭和 20 年 9 月 2 日以後本邦以外の地域において強制抑留された者で、当該強制抑留中に死亡したものを含む。以下同じ。）は約 240 万人に及ぶが、これらの戦没者の遺骨のうち収容又は本邦に送還されたものは、約 127 万柱にとどまっている。
- ・ いまだ異郷の地には約 113 万柱の戦没者の遺骨が残されているが、戦没者の遺族の心情に鑑み、戦没者の遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁重な配慮をしつつ、戦没者の遺骨収集を推進する必要がある。
- ・ 戦後 70 年を経て戦没者の遺族が高齢化する中、一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことは、国の重要な責務である。
- ・ 政府は、本計画に基づく施策を着実に実施し、定期的に評価及び分析するとともに、必要に応じ、本計画の見直しを行うものとする。

### 1 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策についての基本的な方針

#### (1) 国の責務

- ・ 政府は、推進法第 3 条第 1 項の規定を踏まえ、一体となって、国の責務として、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施するものとする。
- ・ 厚生労働省は、国の責務を全うし、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の適正かつ確実な実施を図るため、推進法第 10 条第 2 項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）に、推進法第 11 条に規定する業務を実施させるものとする。

#### (2) 集中実施期間

- ・ 政府は、推進法第 3 条第 2 項の規定を踏まえ、平成 28 年度から平成 36 年度までを戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間（以下「集中実施期間」という。）とし、平成 29 年度までに今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集（以下「各国の国立公文書館等における資料調査」という。）や戦没者の遺骨収集

を実施する地域における現地調査（以下「現地調査」という。）といった戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集（以下「情報収集」という。）に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施するものとする。

### （３）関係行政機関の連携協力

- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するに当たり、その円滑かつ確実な実施を図るため、外務省、防衛省その他の関係行政機関に必要な協力を求め、外務省、防衛省その他の関係行政機関は、可能な限り協力するものとする。
- ・ 具体的には、外務省は、本計画２（３）に掲げる関係国の政府等との協議等、関係在外公館における戦没者の遺骨収集を専門に担う担当官の配置等人員の提供、我が国の戦没者の遺骨の在外公館での一時保管、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）に対する協力の要請その他必要な協力を行い、防衛省は、東京都小笠原村硫黄島における遺骨収集に係る輸送その他必要な支援、自衛艦等の運航に際しての戦没者の遺骨の送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供その他必要な協力を行うものとする。

## 2 戦没者の遺骨収集の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

### （１）事業計画の策定

- ・ 厚生労働省は、集中実施期間における毎事業年度開始前に、別紙（集中実施期間における地域ごとの取組方針）の内容に即して、次年度の戦没者の遺骨収集等実施指針（以下「実施指針」という。）を策定し、指定法人に示すものとする。ただし、本計画が閣議決定された日の属する年度にあっては、厚生労働省は、本計画の閣議決定後速やかに当該年度の実施指針を策定するものとする。なお、実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、国際情勢等を踏まえ、地域特性等に応じた取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。
- ・ 指定法人は、集中実施期間における毎事業年度開始前に、厚生労働省が策定する実施指針の内容に即して、推進法第１２条第１項に規定する事業計画（以下「事業計画」という。）を策定し、厚生労働省に提出するものとする。ただし、指定を受けた日の属する事業年度にあっては、指定法人は、その指定を受けた後速やかに当該年度の実施指針を策定し、厚生労働省に提出するものとする。

## (2) 情報の収集、整理及び分析

- ・ 情報収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて現地の事情に精通した者や専門的な知見を有する者等各種の民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づき、実施するものとする。ただし、相手国政府等との協議等を要する場合等政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施するものとする。なお、指定法人が情報収集を開始するまでの間は、引き続き厚生労働省が実施するものとする。
- ・ 収集した情報の整理及び分析については、本計画の策定前に収集した情報も含め、厚生労働省が行うものとする。

## (3) 関係国の政府等との協議等

- ・ 厚生労働省は、情報収集及び戦没者の遺骨収集の円滑な実施を図るため、外務省等関係行政機関と連携し、関係国の政府等と協議等を行い、現地住民等の関係者の理解促進等必要な協力を要請するものとする。
- ・ 厚生労働省は、我が国の戦没者以外の者の遺骨と思われるものが発見された場合には、外務省等関係行政機関と連携し、関係国の政府等に通報する等適切な措置を講ずるものとする。
- ・ また、厚生労働省は、米国等今次の大戦の交戦国を含め、戦没者の遺骨収集に関する必要な連携及び協力を図ることができるよう、外務省等関係行政機関と連携し、調整を進めていくものとする。
- ・ さらに、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係行政機関が連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

## (4) 戦没者の遺骨収集の実施

- ・ 戦没者の遺骨収集は、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて現地の事情に精通した者や専門的な知見を有する者等各種の民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づき、実施するものとする。ただし、相手国政府等との協議等を要する場合等政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施するものとする。なお、指定法人が戦没者の遺骨収集を開始するまでの間は、引き続き厚生労働省が実施するものとする。

## **(5) 戦没者の遺骨の鑑定及び遺留品の分析の実施**

- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集を実施するに当たっては、遺留品がある場合にはその分析を確実にを行うとともに、当該遺骨の人種鑑定を行った鑑定人の見解を踏まえ、当該遺骨が我が国の戦没者の遺骨であることの確認を着実に実施するものとする。
- ・ 厚生労働省は、戦没者を特定し当該戦没者の遺族のもとへ遺骨を引き渡すため、収容又は本邦に送還した戦没者の遺骨から可能な限りDNA情報の抽出を行い、データベース化を推進するものとする。また、厚生労働省は、遺留品等がなくても、部隊記録等の資料によりある程度戦没者が特定できる場合には、当該戦没者と関係すると思われる遺族に呼びかけを行い、個人情報の適正な取り扱いを確保しつつ、DNA鑑定を実施するものとする。なお、DNA鑑定に使用しない戦没者の遺骨は、早期かつ丁寧に取り扱い、火葬した上で、当該戦没者の遺族に引き渡し若しくは千鳥ヶ淵戦没者墓苑又は国立沖縄戦没者墓苑に納めるものとする。
- ・ さらに、厚生労働省は、DNA鑑定機関の拡充等戦没者の遺骨の鑑定等に関する体制の整備を行うとともに、戦没者の遺骨の鑑定等に関する研究を推進するものとする。

## **3 その他戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うために必要な事項**

### **(1) 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発**

- ・ 厚生労働省は、次世代継承等の観点から、広く国民に対し、戦没者の遺骨収集に対する理解及び協力を得ることができるよう、展示会の開催やパンフレットの配布等により普及啓発を行うものとする。

### **(2) 戦没者の遺骨収集等の実施状況の公表**

- ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表するものとする。

### **(3) 指定法人に対する指導監督**

- ・ 厚生労働省は、指定法人の行う業務が適正かつ確実に実施されるよう、専門的知見を活用しつつ、指導監督を行うものとする。

## 別紙 集中実施期間における地域ごとの取組方針

- 集中実施期間における地域ごとの取組方針は、以下のとおりとする。一柱でも多くの遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁寧な配慮をしつつ、この取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進するものとする。

### (1) 沖縄及び東京都小笠原村硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	<p>厚生労働省は、各国の国立公文書館等の資料調査や民間団体等との連携により確度の高い戦没者の遺骨に関する情報を得た上で、沖縄県等と連携し、現地調査を実施し、沖縄県が実施することが困難な大規模な壕等について、入手した情報に基づいて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。</p> <p>また、厚生労働省は、米軍施設及び区域内について、各国の国立公文書館等の資料調査や民間団体等との連携により確度の高い戦没者の遺骨に関する情報を得た上で、外務省、防衛省等関係行政機関と連携し、米国側の同意を得て、現地調査を実施し、入手した情報に基づいて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。</p>
東京都小笠原村硫黄島	<p>「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」（平成25年3月21日関係省庁申合せ）において策定された取組方針等を踏まえ、厚生労働省は、関係省庁と連携を図りつつ、戦没者の遺骨収集を推進するものとする。</p>

## (2) 戦没者の遺骨収集を推進する(1)以外の地域

地域名	取組方針
ミャンマー 中部太平洋諸島（(3) に掲げるものを除く） 東部ニューギニア ビスマルク・ソロモン 諸島 インド タイ・マレーシア・シ ンガポール 韓国 北ボルネオ ベトナム・カンボジア ・ラオス	<p>厚生労働省は、各国の国立公文書館等の資料調査や現地の事情に精通し幅広い情報網を有する民間団体等との連携により有力な証言を得るなど確度の高い戦没者の遺骨に関する情報を得た上で、外務省等関係行政機関と連携し、現地調査を実施し、入手した情報に基づいて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。</p>
旧ソ連（ウズベキスタ ンを除く） モンゴル	<p>厚生労働省は、抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により有力な証言を得るなど確度の高い戦没者の遺骨に関する情報を得た上で、外務省等関係行政機関と連携し、現地調査を実施し、入手した情報に基づいて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。</p>
樺太・千島（北樺太を 除く）	<p>厚生労働省は、各国の国立公文書館等の資料調査や民間団体等との連携により有力な証言を得るなど確度の高い戦没者の遺骨に関する情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、外務省等関係行政機関と連携し、現地調査を実施し、入手した情報に基づいて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。</p>

**(3) 戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域**

地域名	取組方針
フィリピン	厚生労働省は、フィリピン国内における戦没者の遺骨収集を再開するため、外務省等関係行政機関と連携し、フィリピン政府と覚書作成に向けた協議等を行い、その結果を踏まえて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。
中国本土 中国東北部（ノモンハンを含む）	厚生労働省は、外務省等関係行政機関と連携し、中国側等と協議等を行い、その結果を踏まえて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。
インドネシア（西イリアンを含む）	厚生労働省は、外務省等関係行政機関と連携し、インドネシア政府と覚書作成に向けた協議等を行い、その結果を踏まえて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。
マーシャル諸島 マリアナ諸島	厚生労働省は、米軍施設及び区域内の調査について、外務省等関係行政機関と連携し、米国側と協議等を行い、その結果を踏まえて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。 また、これらの区域以外の地域についても、各国の国立公文書館等の資料調査や民間団体等との連携により有力な証言を得るなど確度の高い戦没者の遺骨に関する情報を得た上で、外務省等関係行政機関と連携し、現地調査を実施し、入手した情報に基づいて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。
ウズベキスタン	厚生労働省は、抑留中死亡者の埋葬地について、外務省等関係行政機関と連携し、ウズベキスタン側と協議等を行い、その結果を踏まえて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。
アリューシャン列島	厚生労働省は、アッツ島、キスカ島内の調査について、外務省等関係行政機関と連携し、米国側と協議等を行い、その結果を踏まえて戦没者の遺骨収集を推進するものとする。